一般社団法人日本BtoB広告協会定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本会は、一般社団法人日本 BtoB 広告協会（英文名　Japan BtoB Advertising Association 略称「BBAA 」）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、BtoB広告（産業用品又は業務用品等の生産財の利用者に対する広告をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究、研修会、展示会の開催並びに優れた作品の表彰等を行うことにより、BtoB広告の質及びその効果の向上を図り、もって我が国産業社会の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）BtoB広告に関する調査及び研究

（２）BtoB広告に関する研修会、セミナー及び展示会等の開催

（３）BtoB広告に関する苦情の処理及び相談

（４）BtoB広告に関する優れた作品の表彰

（５）BtoB広告に関する情報の収集及び提供

（６）BtoB広告に関する内外関連機関等との交流及び協力

（７）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

２．前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

（主たる事務所の所在地）

第４条　本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第５条　本会の公告は、電子公告の方法により行う。

２．事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、全国版の日刊工業新聞に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第６条　本会は、次の機関を置く。

（１）社員総会

（２）理事

（３）理事会
（４）監事

第２章　会員及び社員

（種　別）
第７条　本会の会員は正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
２．正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
３．賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

（入　会）
第８条　本会の会員になるには、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出して入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。
２．法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者１名（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
３．前項の会員代表者を変更した場合は、理事会で別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）
第９条　会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

（退　会）
第10条　会員は、理事会で別で定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が、次の各号のいずれかに該当する正当な事由に至ったときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもってこの者を除名することができる。
（１）本会の定款又は規則に違反したとき
（２）本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

２．前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該社員総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員の資格喪失）

第12条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（１）成年後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき

（２）死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき

（３）会員である法人又は団体が解散し又は破産手続開始の決定がなされたとき

（４）第９条で定める会費等を納入せず、督促後なお会費等を１年以上納入しないとき

（５）退会したとき

（６）除名されたとき

（７）総正会員が同意したとき

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第13条　会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務については、これを免れることはできない。

２．本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費等は返還しない。

第３章　社員総会

（社員総会）

第14条　本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（構　成）

第15条　社員総会は、第７条第２項に規定する正会員をもって構成する。

（社員総会の決議事項）

第16条　社員総会は、一般社団・財団法人法及び本定款に定める事項のほか、次の事項について決議する。

（１）会員の除名

（２）理事、監事の選任及び解任

（３）定款の変更

（４）各事業年度の事業計画及び予算の承認

（５）理事会において社員総会に付議した事項
（６）合併及び解散に関する事項
（７）理事及び監事の報酬等の額
（８）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（９）残余財産の処分

２．前項第４号の事業計画及び予算については、毎事業年度開始日の前日までに社員総会の承認を受けなければならない。ただし、当該事業年度開始日の前日までに承認を受けられない場合は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで直前の事業年度の予算に準じて業務を執行することができる。

（招集手続）

第17条　社員総会を招集するには、会日の１週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

（招集権者及び議長）

第18条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議によって会長がこれを招集し、議長となる。

２．会長に事故又は欠員があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副会長が社員総会を招集し、議長となる。

３．会長及び副会長に事故又は欠員があるときは、専務理事が社員総会を招集し、議長となる。

（議決権）

第19条　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議の方法）

第20条　社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２．一般社団・財団法人法第４９条第２項に定める特別決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第21条　正会員は、本会の議決権を有する他の正会員１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．正会員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

（社員総会議事録）

第22条　社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した正会員（法人又は団体たる正会員の場合であっては、会員代表者）の中からその総会において選定された議事録署名人２名以上がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名を行う。

第４章　理事及び理事会

（理事の定数）

第23条　本会の理事は、２０名以上４０名以内とする。

（理事の選任方法）

第24条　理事は、社員総会において正会員（法人又は団体たる正会員の場合であっては、会員代表者）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、３名を限度として正会員以外の者を理事に選任することを妨げない。

２．理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法人税法施行規則に定める一定の特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

（理事の任期）

第25条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

（退任理事の権利義務）

第26条　理事が任期の満了又は辞任により第23条に定める定数に足りなくなるときは、退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（理事の解任）

第27条　理事の解任は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（理事、代表理事及び役付理事）

第28条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２．理事会は、その決議によって理事の中から、会長１名、副会長２名以上５名以内及び専務理事１名並びに常任理事３名以上１０名以内を選定し、必要に応じて常務理事若干名を選定する。

３．会長、副会長及び専務理事をもって、本会の代表理事とする。

４．代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

５．会長は、会務を総理する。

６．副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐し、常任理事は会長、副会長及び専務理事を補佐する。

７．常務理事は会長、副会長及び専務理事並びに常任理事を補佐する。

（理事会）

第29条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

２．理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。

３．会長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副会長が理事会を招集し、議長となる。

４．会長及び副会長に欠員又は事故があるときは、専務理事が理事会を招集し、議長となる。

（理事会の招集通知）

第30条　理事会の招集通知は、会日の３日前までに各理事及び各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

（理事会の権限）

第31条　理事会は、一般社団・財団法人法及び本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

（２）本会の業務執行に必要な事項の決定

（３）理事の職務の執行の監督

（４）社員総会に付議する事項の決定

２．理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分及び譲受け

（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任及び解任
（４）従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
（５）顧問又は参与として推薦する者の決定
（６）委員会及び部会の組織及び運営に関して必要な事項の決定

（決議の方法）
第32条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）
第33条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会議事録）
第34条　理事会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名を行う。

（理事の報酬等）
第35条　理事は無報酬とする。
　但し、常勤の理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、社員総会の決議によって定める。

（理事会規則）
第36条　理事会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、理事会において定める理事会規則による。

第５章　監　事

（監事の定数）
第37条　本会の監事は、２名以上とする。

（監事の選任方法）

第38条　監事は、社員総会において正会員（法人又は団体たる正会員の場合であっては、当該法人又は団体の会員代表者）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を監事に選任することを妨げない。

（監事の職務権限）

第39条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２．監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（監事の任期）

第40条　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（退任監事の権利義務）

第41条　監事が任期の満了又は辞任により第37条に定める定数に足りなくなるときは、退任した監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

（監事の解任）

第42条　監事の解任は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（監事の報酬等）

第43条　監事は無報酬とする。但し、常勤の監事の報酬等については、社員総会の決議によって定める。

第６章　計　算

（事業年度）

第44条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第45条　理事は、毎事業年度、一般社団・財団法人法第１２４条第１項の監事の監査を受け、

かつ同条第３項の理事会の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書（以下、「計算書類」という。）並びに事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

２．前項の計算書類については定時社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（剰余金の分配を行わない定め）

第46条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第７章　顧問及び参与

（顧問及び参与）

第47条　本会は、顧問６人以内及び参与６人以内を置くことができる。

２．顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

３．顧問は、本会の運営に関し、会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

４．参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

５．顧問及び参与の任期は２年とし、再任を妨げない。

６．顧問及び参与は無報酬とする。

第８章　委員会・部会・幹部会

（委員会）

第48条　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会を設けることができる。

２．委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

３．委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（部会）

第49条　本会は、事業の効果的な推進を図るため、理事会の決議により部会を設けることができる。

２．部会は、その目的とする事項について、調査し、研究する。

３．部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（幹部会）

第50条　本会は、事業の迅速かつ円滑な遂行を図るため、理事会の決議により幹部会を設け

ることができる。

２．幹部会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議し、理事会はこの結果を参考にすることができる。

３．幹部会は、会長が必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。

４．幹部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　事務局

（事務局）

第51条　本会は、事務を処理するため事務局を置く。

２．事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３．事務局長は、理事会の決議により会長が任免し、職員は、会長が任免する。

第１０章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第52条　本会の定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって変更することができる。

（解　散）

第53条　本会は、一般社団・財団法人法第１４８条第１号、第２号及び第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって解散することができる。

（残余財産の帰属）

第54条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号イからトまでに掲げる法人に帰属させる。

（清算人）

第55条　本会が清算をする場合において、清算人のうち、清算人のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法人税法施行規則に定める一定の特殊の関係にある者の合計数は、清算人総数の３分の１を超えてはならない。

（定款に定めのない事項）

第56条　この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以　上

（令和4年6月2日最終改定）